

第3回 長崎県行財政改革懇話会 議事録（概要）

日時 平成22年8月18日（水） 10:00～12:00

場所 出島交流会館

1. 出席者

(1) 長崎県行財政改革懇話会委員

須齋会長、上田会長代理、梅元委員、菊森委員、高橋委員、田中丸委員、中尾委員、西委員、野田委員、福喜委員、藤原委員、山口委員

(2) 事務局（長崎県）

山口総務部長、岩崎新行政推進室長、濱里財政課長、山田知事公室次長兼政策企画課長、池井総務文書課長、松尾市町振興課長、水畑男女参画・県民協働課長

2. 次第

県の取組の現状説明を踏まえた意見交換

- ・地域主権時代に対応した基礎的自治体重視の県政
- ・民間等との協働による県民の県政への参画

【事務局】

「資料3 国の地域主権改革の動きについて」

地域主権改革の流れの中で、地方が自ら考え、自らの責任で施策を実施することが求められており、これまで以上に基礎自治体である市町村や民間の自主・自立の取組みを重視しなければならない時代になっております。

地方としても知事会などを通じて、地方の意見を踏まえた改革が着実に実現されるよう働きかけているところであります。

国の地域主権改革の主な取組としては、

- ・まず、「基礎自治体（市町村）への権限移譲」がありますが、これについては、後ほど資料4で説明いたします。
- ・次に「義務づけ・枠付けの見直し」は、例えば、道路の幅は3.5メートルなどと全国統一の基準で義務づけがされておりますが、これを地域の実情にあわせ、地方独自の設定ができるようにするものです。
- ・「国の出先機関の見直し」としては、例えばハローワークの都道府県への移管、国土交通省、農林水産省などの地方機関の見直しなどが検討されおります。その受入については、いずれ地方としても決断をしなければいけない時期が来るものと思われれます。
- ・この他、として、使い道が決められている補助金について交付金化し、地方の自由度の拡大を図ることなどが進められています。

こうした時代認識をもとに、国・県・市町の役割分担を明確にし、県は広域的自治体として市町の主体的な取組みを支援し、また、民間に委ねられる行政サービスは、

民間との協働や外部化により積極的に民間活力を活用するなど、簡素で効率的な運営ができる行政体制の整備が必要であると考えております。

「資料4 市町への権限移譲について」

市町への権限移譲とは、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な市町で行うことが望ましいとの考えのもとに、県の権限＝事務を市町に移譲し、住民サービスの向上を図る取組みであります。

例えば、海外旅行のためのパスポートの申請には、市町が発行する戸籍謄本が必要で、これまでは県と市町の二つの窓口で手続きが必要でしたが、この事務・権限を市町へ移譲することで、市町の窓口だけで申請・交付が完結できるようになり、住民の皆さんから見れば大変便利になります。パスポート発給に関する事務・権限は、既に16市町に移譲済みであり、来年4月にはさらに移譲市町数も拡大予定であり、権限移譲によって各市町における住民サービスが向上している分かりやすい事例であります。

本県におけるこれまでの取組としては、平成18年度に現在の権限移譲方針を策定して取組を進めています。主なポイントは、

- (1) 移譲可能な事務を一覧表でメニュー化して提示
- (2) 申請・許可・検査・指導監督までの一連の流れをまとめて移譲する「事務のワンストップ化」などがあります。

課題といたしましては、

- ・市町によって権限移譲への取組姿勢の違いがあり、移譲事務の状況が市町によって大きく異なっていること
- ・方針や移譲項目を選定する段階での市町の参画など、市町とのさらなる連携が必要であること、などがあります。

今後の計画としては、現在の権限移譲推進方針が平成23年度までであることから、先に述べましたような課題を踏まえながら、平成24年度以降の新たな権限移譲方針を策定する予定としております。

7頁をご覧ください。これは、昨年度、県議会に設置された行財政改革特別委員会にいくつかの市町から出席いただき、権限移譲に関して意見を伺った際に出された主な意見です。

「1」として、市町としてこういった観点で移譲を受ける権限の選定を行っているか。

「2」として、市町が権限移譲を受けるに当たっての現状や課題

「3」として、権限移譲に当たっての財源措置や権限移譲項目の選定段階における市町との協議が十分ではないといったご意見などをいただいたところです。

今後このような意見も踏まえながら、市町と十分協議しながら新たな権限移譲計画の策定を進めていきたいと考えております。

【事務局】

「資料5 追加資料」

市町村合併後3～5年を経過したことから、現段階で住民の皆様などがどのような意

識であるかにつきまして、昨年8月、市町村合併に関する意識調査を行いました。

図表の35をご覧ください。住民の皆様方の回答としては、評価していると回答した人が5.8%、ある程度評価しているが25%となっております。一方あまり評価していない、評価していないは、47.9%にのぼっています。真ん中の段は、合併協議会の委員の皆様方の回答ですが、何らかの形で評価している人が35.3%、評価をしていないが50%、一番下の段は、合併協議会の事務局の職員であります。何らかの形で評価している人が55.3%、評価をしていない人が35%となっております。

次のページは、中心地域（市役所がある地域）、周辺地域（その他の地域）の地域別の意識調査結果となっております。データの通り、周辺地域の皆様は合併に対する恩恵をあまり身近に感じていないという評価になっていきます。

一般に合併の効果というのは10年ほど経過しないとわからないといわれており、合併に対する財政支援も10年単位で設けられているものも多いたるところですが、今後5年間で、周辺地域を含めこういった形で評価を上げていくかが重要となってきます。なお、評価が低い理由としては、合併と期を合わせて国の三位一体の改革が行われており、交付税が減少し極めて厳しい財政状況で合併直後の運営をする必要に迫られたということがあります。

本日の長崎新聞の記事であります。合併当初は合併特例債という財源的に有利な起債で街づくりを行う計画もありましたが、この有利な起債も3割は自己負担であるため、その捻出が厳しく、昨年度末までの期間で3割しか発行できておりません。合併当初に予定されていた事業がなかなか進んでいないという状況もあり、特に周辺地域の皆様からは、何ら変わりがないと不満が出ているかと考えられます。

「資料5 - 2 長崎県合併効果等研究会 報告書【概要板（抜粋）】」

市町村合併によりまして、市町村数は平成11年3月31日の79団体から平成22年3月31日には21団体となっております。減少率は全国第一位となっております。合併の目的の大きな一つは、市町村の行財政基盤の強化であります。2頁の一番下のところですが、もし合併していなければ、実質公債費比率が18%以上（一般に18%を超えると厳しい状況と言われている。）の団体が11団体あったであろうと推計しております。中には、20%、30%以上の団体もあったのではないかと思います。18年度決算で18%以上の団体がなかったのは長崎県と大分県だけであり、厳しい団体においても、合併効果により厳しさが薄まって決定的に悪くならなくてすんだという部分があります。

3頁は現時点における効果を記載しています。一つは企画財政や総務分野、福祉分野をはじめとして組織体制の充実がはかられたことなどがあげられます。また、体制が整備されたことにより県からの権限移譲も受けることができるようになりました。

4頁の住民サービスの観点からは、給食の完全実施や、物産や地域ブランドなどの戦略が打てるようになったこと、行財政基盤の強化が図られたことがあげられます。

5頁ですが、今後このような効果を更に発現していく必要があります。特に財政関係はわかりにくいので、きとんと情報発信していく必要があります。2つ目に、特に周辺地域に対するきめ細やかな対応が必要となってまいります。

6頁ですが、今後は、行政と住民の協働を推進すること、そのためには、地域課題を

的確に把握し住民との協働により解決できる職員の育成などが必要となってまいります。

今後は、合併に対する優遇措置が10年間のため、11年以降は財政措置がだんだんなくなってきました。このため、そこを見据えて必要な行革を行っていく必要があります。

7頁は元合併協議会事務局で仕事をした市町職員への意識調査の結果です。市町内部の変化として、一番多いのは行財政改革の推進、次いで組織体制の強化などの順になっている。

【事務局】

「資料6 九州各県との連携（政策連合への取組）について」

九州各県との連携については、広域的な連携を行った方がより効果的・効率的と思われる分野について政策連合という形で連携を行っています。この政策連合は、九州地方知事会（山口、沖縄含む）と、九州経済連合会等の九州の経済4団体の代表を含めた九州地域戦略会議、この2つの組織が受け皿となり政策連合を進めています。

政策連合の取組としては、2頁に記載がありますが、九州地方知事会における取組としましては、若年者層の就業支援、ゴミ減量化に向けた取組など11件、初期の目標は達成したけれども取組中のものとして産業廃棄物税の導入など23件がございます。この中で、16番の水産高校実習船の連携についてですが、これまで各県の水産高校の実習船は各県がそれぞれに保有して単独運航の乗船実習等を行っておりましたが、多様化する水産教育の充実や財政上の面からも実習船の効率的な運航を目指すということで、山口県、福岡県、長崎県の三県で共同運行という形をとり、運用を開始し効率化を図っているところであります。

九州地域戦略会議における取組としては、九州観光推進機構というのがあります。これは自治体がそれぞれに取り組んでいる観光誘致を効果的に推進していこうということで、九州各県や民間団体から人材・財源を出し合い、福岡県に事務所を設置しており、約20名の職員で九州への観光客誘致への連携を行っております。

政策連合の取組は道州制へのステップとして位置付けており、九州各県が共同体として、共通の基盤をつくって共同体意識の醸成を図るとともに、政策連合にしっかりと取り組むことで、地域課題の効果的な解決や住民サービスの向上に繋げていきたいと考えています。

なお、この九州地方知事会議とは別に、福岡県、佐賀県、長崎県の3県の副知事で構成する九州北部三県の政策協力推進会議というものもあります。これは、3県に共通する重要な課題が新たに生じた場合に集合して会議を開こうとなっており、ここ数年は、新たな議題は発生しておらず、現在は各県課長級の職員で毎年会議を開いている状況であります。

【委員】

市町村合併の効果に関してですが、住民の皆様の評価が低く非常にショックを受けました。しかし、市民のニーズが合併前より上がっているんだというように思い、がんばっていこうと職員達とも話したところです。現在は、五島市は元気を取り戻しているいろいろなことが予定通り進んでいます。

私としては、合併は非常に効果があったと思っております。合併した町には、自主財源や財政力指数が全国的にも極めて低い団体があり、合併していなかったら本当に存在していない団体もあったのではないかと考えています。そういうところにも、例えば学校給食をしたり、屎尿処理のサービスをしたりと、1つ1つ丹念に同じようなサービスができるようにいたしました。もし合併をしていなかったら、現在の五島というところはもうなかったのではないかと感じたりしております。委員の皆様方に誤解がないようお願いしたいのは、離島は確かに長崎県の発展の足をひっぱっている部分はあるかもしれませんが、合併は非常に効果があって、現在力を付けつつあるということです。合併して10年間は合併特例債の発行ができることとなっておりますが、その前に、古い建物の活用の検討などを十分に行っております。その上で、大型の消防署などの建設については、合併特例債の活用を含めた審議を始めているところであります。

また、五島市においては、任意の機関ではありますが、旧町に15名程度で地域審議会をつくっており、今年も明日から地域審議会が始まります。委員も、市議会議員というような気持ちで活動していただいております。自分のまちはどうだ、こうだ、と言ってくれます。また、私は高齢者の女性が7名しかいない島にも足を運んでいるなど、合併以前よりも地域の声を聞くような努力も続けているところです。今回の意識調査結果は、非常にショックな内容でしたが、市民の皆様が、市民が満足するにはまだまだ足りないよ、と示唆をいただいた内容であると思っております。

県と市町との連携に関しては、五島市においては県の五島振興局と執務室の共同化を行っております。県の農林部門が五島市の庁舎に入り、また、五島市の建設部門が五島振興局の中で執務をしております。例えば、道路は県が管理する道路、市が管理する道路がありますが、今まではいろんな陳情が来た時に県と市の両方に行く必要があったのですが、それが一カ所で処理できるようになったことなど、市民に大変に喜ばれていると思っております。私はこの効果が非常に出ていると思っております。県の職員の方の苦勞も多かったこととは思いますが、職員は随分慣れてきている感じを受けています。

長崎県のこれまでの行財政改革の資料を見させてもらいましたが、かなり大胆な改革をしてきているなという印象を持っています。本当にスクラップアンドビルド、不要な老朽化した構造物はないか、いらぬ制度はないかということを見つめてきており、不要なものは廃棄する、見直す、そして新しく作るという取組を大変評価しております。

平成18年からの現在の行革においても、例えば五島市においては富江高校が廃校となりました。大変な抵抗もありましたが、県の熱意といいますか、本当に忍耐強いという方針もありまして廃校になり、現在フィナーレを迎える準備をしております。

そのような中、23年度からの行革は何がテーマなのかなと考えております。現在は情報革命など世の中の流れが非常に早くなっています。そういう意味でそれに対応できる職員の能力アップが必要と考えます。行政のコストを下げる、職員を削減するのと同時に職員力の向上がセットにならないといけないと考えております。今の時代は、自分の力で考えてメニューを作り、財源も求める、それを1人でできる職員の育成が必要と考えます。

【委員】

これからは、財政負担をある程度市町に委ねても市町でやった方がよい業務はたくさんでてくるだろうと思います。特に市民、町民と直接関係する分野、市民協働であるとか県がかなり引き取ってやっている分野において、今後市町に移譲した方がよいような事業分野はこれからどんどん増えていく可能性が高いと思います。そのときの財源手当をどのようにするのか、例えば福祉関係ですが、どんどん支出がふくらんでいく状況の中で、どのように市民に近いところの権限移譲を進めていくかというのが大きなポイントになるだろうと思います。

市町村合併の効果に関しては、平成22年2月に県の合併効果等研究会でまとめられたもので、私はその副座長をしていたこともあって、その頃からアンケート結果については始めは驚きの目で見えておりましたが、中身を見るにつれなるほどという印象を強くしております。

実際に合併が進んでなかったら、例えば先ほど説明いただいた実質公債費比率が厳しくなっていた団体はたくさんあったという指摘は、まさにそのとおりであります。そういったことを未然に防止できたという意味では、合併効果、特に財政基盤の充実という点で現れていると思います。一方、課題として残っておりますのは、人材の有効活用をこれからも引き続きやっていかなければならないという点だと思います。合併をしていない町の声というのは意外に届かないものですが、町長・副町長の御意見を聞いたりすると、「自分の町はなんとか財政を立て直して合併しなくてすんだのだけれども、合併した方が良かったかな」というところは人材です。新しい事業をやろうとしても適切な人材がなかなかいない。新たな採用も定数管理上難しい。合併市町のように新たな人材を必要な分野、例えば企画・財政、保健・福祉、産業振興・観光等に振り向ける余裕がない。その点を考えれば、合併した方が良かったのではないかという議論も町内ではあります。」といったご意見もあります。今後は、財政基盤を固めるというよりも、市民の幸福・福祉のために現有の人材を育成して活用していくことが必要になると思っています。そのときに欠かせないのは、企画力を持った職員を市役所・町役場がいかにつくっていくかという点で、当分の間は県も尽力する必要があるのではないかと、住民に目を向けた市町職員をつくっていくためにも、地域政策課でやっている行政コンシェルジュというかたちで地元の活動を行政が支援していくという、そういう目をもった職員を市役所・町役場につくっていく必要があるのではないかと強く思っています。

九州連携につきましては、私は、たまたま九州経営問題研究会の座長を2年間程していたことがあり、その経験を踏まえると、着々と行政サイドでは道州制に向けての下準備が整えられていっていると思います。特に九州は一つの塊として、今後のアジア展開、特にアジアとの交流、観光・企業誘致・物産交流を含めて必要になってくるという点では、行政が連携して活動しているというのは大事なことだと思います。一方、欠けているのは、民間ベースでの道州制を踏まえた議論があまり進んでいない印象を受けます。民間企業と地元NPO法人、業界団体などが手を組んで、例えば九州内は鉄道とバスとその他交通機関の連携を上手くとって行って、境目がないような交通体系を民間努力でもつくりあげていくというような工夫など、民間ベースでの連携も進めていく必要があると感じます。そういう意味で九州全体における官民協働の地域づくりをすすめて行か

なければならぬと思います。

県と市町のことを考えていくときに、財政の問題と深く関わる問題として土木関係があります。特に橋りょう、道路、官庁の施設等の今後の管理の問題があります。今までは橋りょうなどを造るときに今後20年間にわたってどのように計画的にメンテナンスをやっていくかということは、各市町では議論がされてこなかったという感じがあります。県では、その辺はカバーされていまして、土木部が橋りょうに関してはアセットマネジメントの体制をひいています。今後、市町が保有している橋りょう、道路、学校施設等の修繕・修理の計画をどのように財源の裏付けがあるものにしていくかというところが大きな課題であって、金額が大きいものですから、ここを県・市町の協力によってどう進めていくかということを考えてなければならぬと感じております。

【委員】

合併というのは、すぐにメリットがでるものではなくて、財政基盤についていかに優位に立つかというのが重要な話なので、合併してすぐにメリットはなかなか出ないけれども、財源基盤が強化されたことによってこれからのまちづくりをどうするかが重要であるという意識を持つのが重要だと認識しております。

権限移譲に関する話は、長崎県は積極的に進めていますので、これからもやられた方がよいと思います。他の委員からも話がありましたが、現在は、財源が権限移譲交付金というカタチだけですので、財源をいかに市町固有のものにしていくかという議論を本音でしあえる場が必要だと思います。国と地方の協議の場だけではなくて、県と市町との協議の場が必要かなと思います。

最後にスクラップアンドビルドということで、都道府県の連携と政策連合の資料もありましたが、ソフトな連携が中心となっており、これはなかなかスクラップしにくいと思います。ハード基盤を一緒に整備するとか、公設試験研究機関については必ずしも各県1つ必要とは思いませんので、役割分担をきっちり考えた上で、スクラップを都道府県間でもやっていくべきじゃないかなと思います。

【委員】

今後は、市町職員の人材育成というのが特に必要だと思います。行政と住民との協働推進を引っ張る職員をつくるにしても、企画力等もまだまだであり、職員の人材育成に県がかなり介入してやっていかないと県とタイアップした事業等もできないのではないかと考えております。市町職員の人材育成に関しては、前進的な考えでやっていただきたいと思います。

また、市町村合併に関しては、住民への説明責任を果たしていないところが多かったとも感じており、住民がよく理解していなかったということが、合併後の問題を引き起こしていると思っております。首長の殆どは理解をしているが、議会へ報告しない限り、首長だけにとどまっていたり、また、住民そのものが請求できるが権限をもっていないという問題があったのも事実だろうと思います。いわゆる財政がどうなったであろうということも、私の町でも表現しませんでした。バラ色の部分だけを話していました。住民に対しても苦しみがあるということをはほとんどの自治体が言っていません。今後県に

お願いしたいのは、合併後もさらに県民に対して、「合併とは」という話をいろんな地域で話していただきたいということです。県内の自治体が本当に厳しい財政状況だったことを殆どの県民は知らないで、この辺も大きな問題ではなかったかと思います。

【委員】

私は、長崎市に住んでおり、長与町と時津町で仕事をしているという立場であります。長崎市に住んでいると、合併のメリット・デメリットは具体的に感じにくかった印象です。時津町や長与町においても、財政的な問題がそう厳しくなかった、逆にいうと、合併の原因が財政上の問題の解決ということであれば、両町は、消防の問題と火葬場の問題だけをクリアすれば、町として残っていけるということだったのかもしれませんが。

人材という観点からみると、広域的な考え方が是非必要になってくると思います。例えば、九州の観光一つをとってみても、ハウステンボスとか、グラバー園とか、点と点だけでやるようなことではなく、例えば五島も入れたところで、線とか面とか、そのような取組をやるようとするには、合併はしなくてもいいかもしれませんが、何らかの方針、優先順位をつけていって、この町とあの町で連携してやっていこうなどと、一つの戦略的なものを作ることも一つの考え方であると思います。

権限移譲についてですが、産業界にいと非常に疲弊しているのがわかりますが、その中でも新しい分野に広げていきたいと思うときに、新しい造成地や土地を購入できるほどの体力はないといった状況であります。現有の土地・建物をなんとか活用していきたいというのが現状です。そのような状況で、例えば特定の広さの土地は建坪率40%と規定されていて、あとの60%は緑地となっています。確かに長崎県は観光風靡などころではありますが、はたして土地の高い長崎県において、企業に対して40%を生産設備にしなさいと固定する必要があるのかどうか、県レベルで50%、60%にできるようになっているが、県でも市でもなされておられません。産業ではこう、農林水産ではこうと、しばっているものをほぐすことで、それが権限移譲になるのかどうかわかりませんが、産業振興を財政収入という観点でとらえようとするとは結局はそこに行きつくと思います。そういう意味での権限移譲についても必要だと思えます。

【会長】

市町村合併に関しては、財政基盤をまず確保することはあったと思いますが、短期的にはまずそれで、その次は、産業サービスの活性化などにつなげていくということだろうと思います。委員からもあったように、財政基盤を何とかするというのは大きな目標だったのでしょうが、今後は、住民の皆様は何を出していくのかというのが重要になってくると思います。私達がこれだけ頑張りましたというのを示してみても、これは住民のみんなが聞きたい情報ではなくて、みなさんがやっていることはどういうことなのか、それを出すことが重要であると思います。住民に対して、どの目的に対して何を出していくか、一生懸命やってもそれが伝わらないと評価にならないので、その辺をどうやっていくかが重要なことになっていくと思います。

【委員】

百貨店業界は、12年前は売り上げが9兆円ありましたが、昨年は6兆5千億に落ち込んでいます。そこで、コピー用紙などについてみんなで共同購買をやるというような取組を行っています。3社で個別に購入したら124百万円必要だった電球などが、3社で共同購入したら400万円の経費削減につながりました。また、ポリ袋も4社で共同購入したら2400万円かかっていたものが1500万円となり900万円の削減ができました。そういった取組を行っています。また、集計システムなどについては従前から各店でかなり投資をしてきておりますが、それでさえも共同でやってみようという動きが進んでいます。

長崎県は離島が多いところが特徴ですが、離島の特定郵便局の局長廃止の話もあり、そういったところの局長さんにお会いし話を聞くと、郵便業務だけではなく、やっぱりこの地域には無くてはならない仕事、存在、とりまとめをやっておられることがわかります。いろんなところでみんな抱えている問題は共通で、よりよくまとめていけば、本当に住民の方に役立てることがもっとできると、本日の皆様の話を聞いて感じました。

【委員】

市町村権限移譲については、市においても職員削減をすすめている中で、その面では、権限移譲と併せて県のバックアップは必要だと思います。

市町村合併につきましては、住民の皆様の評価が低いようですが、まだまだ説明不足があるのではないかと思います。合併した効果がすぐに出てくるということも、住民がとらえ違いをしている部分もあると思いますので、そこは、今後、十分なアピールが必要だと思います。

農業大学校に関しての連携は重要な課題だと思います。長崎県は、以前は定員割れという状況でしたが、現在は定員オーバーの状況です。これは、農業が魅力ある産業に一部みえているのかもしれませんが、残念ながら就職難で経費ができるだけ掛からない学校に行くということも正直あるのではないかと思います。今の農業大学校が、本当に専門的な農業を学ぶ場所になっているかな、という感じを持っているところです。例えば、畜産の専門であれば南九州、そこに九州管内の畜産のエキスパートを育てるような連携、また、長崎県なら諫早湾干拓を含めた大型畑作、果樹であれば福岡県とか、そういった専門性のある、本当に経営者を育てる学校であって欲しいと思っています。私達も卒業生を採用してみると、専門学校といいながら経営者としての心構えがまだまだ未熟な卒業生がおり、就農しても現実的にはなかなか成功している人は少ないことも一部ありますので、九州という大きな連携の中で、専門の技術者・後継者を育成いただきたいと思います。

それから、6次産業などと言われていますが、まだまだ言葉だけの部分もありますので、例えば加工専門とか、6次産業だけを専門に育てるなど、そういった形の学校、農大の中にそういったセクションを設けるなど、そういった取組も九州連携としてやっていただけたらいいと思います。

観光の連携に関しては、一つの例としては、各町・市において連泊をしてもらうような取組をしていますが、観光客からすると一つの地域への連泊はあまり求めていないこ

ともあります。例えば九州一周のツアーなどの連携、また長崎県は松浦市・小値賀町など農家民泊が進んでいるので、このような形での長崎県内の連携、HTBや雲仙を組み合わせるなどの魅力ある観光発信をしていただければいいと思っております。

【委員】

人材育成は事業を通じる以外に方法はないと思っています。連携という具体的な形の中で育成・失敗があり、いろんなところを体験できるような事業の仕組みが必要だと思っています。具体的には、他都市、他の自治体と連携をしていくときの財源、予算をどこに持っていけばいいのか、連携してやっていく場合にはまだまだ踏み込んだ事業は展開されていないと表います。私は今、近代化遺産に関する連携で、鹿児島県のNPO、福岡県のNPOと交流しており、企画展示やシンポジウムなどを行っていますが、その財源はなく、持ち出しでやっています。たまたま鹿児島県が幹事県だから、鹿児島からパンフレットが送られてきたりしますが、基本はNPOの自主財源で交流しているのが現状です。

九州が戦略を持って連携した施策を売っていくとすれば、やはり、小さな財源を確保する施策を持っておかないと、こういう連携はどこかで立ち消えていくことになると思います。これは、また、協働の部分でまた話したいと思います。

【委員】

合併市町の今後の課題で、なぜ住民の評価が低いのか、そこがわかるようにもう少し調査項目を細かくして、きめ細やかな意識調査ができないものかなと思いました。合併のメリットを出すために、住民がどんなところが不満なのか、もう少し掘り下げた調査をやって欲しいと思います。

先日、全国知事会の行革プロジェクトチームの中間答申を興味深く見ましたが、その中で、行政委員の月額報酬がものすごく高いとの答申が出ており、私も月額でやるべきだと思っておりました。先ほどの九州知事会の取組にはそのような取組はありませんでしたが、もう少しコスト削減の連携もあっていいのではないかと考えております。また、事業仕分けについても大きなテーマになるのではないかと考えています。

【委員】

市町村合併に関するアンケートは、まだまだ住民が肌で感じていない時期であり、ちょっと早い時期にとられたような気がします。1～2年たって、いろいろな論点を示しながら改めてアンケートとってみるといいと思います。

合併による財政基盤の強化については効果がありましたが、それと併せた地域づくりプランが示されていなかった部分があると思います。スクラップアンドビルドの世界では財政基盤はビルドできたが、住民生活はまだこれからであるという段階だと思います。

象徴的には、高校の統廃合の話ですが、もし地域全体で住民参加の場があれば、例えば高校についても全く新しい受け皿を作って何らかの形で存続していくという形もあったのかなと思います。いろんな形で何とか存続していったら、それがまた住民の文化や経済の中心になっていくということにも繋がるのではないかと考えておまして、議論は

これからかなと思っております。

職員力の向上の話もありましたが、どうやったら職員力が向上するかという課題がありますが、私は2つあると思います。一つは職員をどんどん役場の中で権限を与える、権限移譲と併せて、県庁内、役場の中で上からどんどん権限を与えていくということです。20数年前に対馬支庁にいましたが、県の商工係長が権限を任せられ、役場の職員と一体となっていていろいろな取組をしていました。現在、対馬と韓国の交流などが盛んですが、その当時の県の係長と役場の人のスクラムによる取組が種をまいた形となり発展しています。部下にどんどん権限を与えることにより、職員力は向上するものと思います。

もう一つは、住民と協働してどんどん現場に出て行くことも、職員の資質向上には重要です。それはすでに、県の自殺対策連絡会や地球温暖化対策協議会ではかなり成功例としてあげられるものがあります。県の人には仕掛け人の役をやって、後は裏方にやってもらおうと、そういう一つの枠組みができると、住民もボランティアで参加してくれて活動が盛んになっていく、これからの子育て支援、地域医療など、そういう形でやっていけば職員力も向上すると思います。

基本は、県と市町が上下の関係ではなく、横の役割分担でチームを組んでやっていくというスタンスでいけば、少ない人数でも大いに力を発揮できる、これが活性化につながると思います。

【委員】

私は合併しなかった時津町に住んでおりますが、合併をして基礎を大きくすることは非常に効果があることで、受け皿の一つとして考えられることであり、これからも合併を念頭においておくことは必要だと思っております。

【会長】

合併に関しては、県や自治体の皆様は一生懸命説明したのだらうと思います。ただ、受け取る側はそれでもわからない、どうしてもギャップは出てくると思います。大切なことは、説明する側はそれを謙虚に受け止めてがんばって説明する努力を続ける、大変でしょうがそれを続けるしかないと思います。

また、本日出た話で、合併なのか協力なのかスタイルはよくわかりませんが、もう少し新しい形での県内でのマネジメント、そういうことはあり得るかなと思います。県でも縦割り、各市でも縦割り、それが複層的になっているものをどうやっていくかは非常に難しいと思いますが、こういう観点でここでチームを作ってそれで一緒にやろうよということが長崎でできれば、全国的にも非常に先進的な事例になるだらうと思いますので、ぜひここを頑張ってくださいと思います。これは、23年度からの新しい取組にもなると思っております。

また、人材育成に関しましては、改めて議論する機会があると思っております。

【事務局】

10年、20年前は、行政がやることを住民にある程度信頼していただき、行政がこうしなければいけませんといったら、行政がやることだから間違いないだらうという時

代が続きました。しかし、今はそうではなくなってきました。例えば、合併しないと財政が厳しくなるといっても、なかなか理解していただけない。逆に、行政が一方的に説明しているだけ、納得させているだけ、というやり方は、行政が全国的に信頼を受けていない今日では逆効果だという部分もあると思います。合併の問題にしても、私はプロとして合併はすべきだったと思っていますが、合併すべきかどうかの議論にみんなが参加して、極端に言えば財政が破綻することを選ぶのかどうかということについて、住民がみんな参加しているという意識があれば、その先についてもある程度は納得できていたのではないかと思っています。その、線が結ばれていたのか、そうではなかったのかは大きなポイントだと思います。住民との対話における手法は新しい時代を迎えていると思っており、市町は県よりも住民で身近な存在であるから、住民に身近だからこそ、市町を大事にすべきとの考えで、市町重視の市町との連携ということで議論をいただいたところです。

九州の連携に関しては、隣県の佐賀県との連携が今ひとつできていないと思っており、観光看板一つにしても、もう少し何か連携できることがあるのかなと思っています。この件もいずれまたお話しいただければと思います。

【事務局】

「資料7 NPO等との協働の推進について」

県においては、昨年度までは、協働プラットフォーム会議やNPOと長崎県との協働推進マニュアルなどに基づき事業を推進してきたところです。県の各課がNPO等に対して委託事業を行う場合に男女参画・県民協働課が一括して事業の公募などを行っており、協働事業の拡大やNPOの育成も一定程度図られてきたものと考えています。

課題としては、一つ目に、県側の協働事業推進の土壌が十分でない、やり方やノウハウがまだまだわかっていないという点、二つ目に県とパートナーシップがとれるNPOが少ないこと、三つ目に市町の体制が十分に整っていない、NPOからも市町との協働について希望がありますが、まだまだ体制的に整っていないことが上げられます。

2頁をご覧ください。今までは、既存の取組の欄にありますように、NPOとの情報交換会からスタートし、協働事業の提案をいただきながら進めていく手法と、もう一つは、一括公募による事業の募集という2種類の手法で協働事業を行ってきました。いかなれば、これは自発的なものを待つ手法でした。ただ、なかなかそれだけでは事業が出てきにくいことから、今年度からは新しい取組を始めることとしています。左側の方ですが、事業協働化研究会をつくり、全部局を対象に各課の職員に基本的な知識を習得してもらい、各課の職員と一緒にアドバイザー等を交えて、どうやったらNPOと協働できるのかということについて一緒に考える研究会を行うこととしています。そこで、これならできそうだというものがあったら、NPOの方々をお呼びして、実際に来年度の事業を組み立てていく、そういう仕組みを作っております。

【事務局】

「資料8 指定管理者制度」

指定管理者制度は、資料上段の枠内に記載しておりますように、これまで地方公共団

体やその外郭団体に限定されていた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利法人・財団法人・NPO法人・市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度であり、平成15年の地方自治法改正により制度化されました。

指定管理者導入施設については、資料の別紙として添付しておりますが、美術館や博物館、体育館や運動場、公園など47施設があります。

資料の2頁には、制度導入の具体的な効果について記載しています。民間による弾力的な管理・運営により、開館日の拡大や開館時間の延長、また経営努力による利用料金の引き下げや、新しいイベントの実施など、民間ならではの工夫やサービスの提供など、民間の自助努力による効果も現れてきております。

また、経費節減の効果としては、制度を導入する前と比較して県全体で年間3億円程度の歳出削減効果が継続するなど、制度の導入による効果も継続しているところです。

指定管理者制度については、これから様々な企業・団体の参加も予想される中で、そのような企業を育成する視点からも、指定管理者の適正な評価が必要ではないかといったご意見も県議会からいただいております。制度の検証も行いながら民間活力の活用により、公の施設の有効活用と住民サービスの向上につながるよう努めてまいりたいと考えております。

【事務局】

「資料9 県出資団体等の見直しについて」

本県の出資団体は、平成22年4月1日現在で115団体となっております。(資料2P~9P参照)

県では、これまで県の出資比率が25%未満の株式会社等を除いて、全ての出資団体について見直しを実施してきております。

第一次見直しにおいては、15団体の解散等、また、財政支出につきましては3億5千万円の効果があるところです。第二次見直しは今年度までが見直し期間となっておりますが、団体の自立化の促進という観点で見直しを行っており、現時点では、団体への関与の見直しが10団体、役員についても22団体67人の減、県職員の職員派遣も10人の減などとなっております。21年度末時点で、約88%が達成または取組中となっております。概ね順調と考えております。

公益法人制度については、平成20年12月に法改正がありました。その内容は、法人設立の際の国や県の許可制の廃止、また法人の設立と公益性の判断を分離するなどとなっております。既存の法人は、H25年11月までに公益法人又は一般法人の選択をしなければならないこととなっております。

今後、公益法人制度改革に沿った今後の団体の方向性、県の関与のあり方についてさらなる見直しを検討したいと考えております。

【委員】

指定管理者は制度導入からちょうど一巡目になっております。この機会に現在指定を受けている事業者の評価をもう一度精査していく必要があると考えております。新しい施設の方向性や福祉施設のあり方など、その方向性を示していただく必要があると考えてお

ります。

【委員】

昨日、体育協会の総務委員会でこの指定管理者の議題がありましたが、4年後に長崎国体を控えている中で、体育協会が指定管理者からは外れることに対して大きな反発がありました。県から職員が派遣されている団体は、指定管理者にはなることができないというような話や、体力診断を民間で行うことについても、今までは体育協会だから医師等の協力を得られていたが完全に民間になると協力を得ることが難しいといったこと、また財政面も厳しくなるなどの問題があるとの意見があったところです。

【会長】

時間もまいりましたので、この問題は次回行いたいと思います。